

2025年3月14日

関係者 各位

(公財)日本ソフトテニス連盟  
マーケティング本部



## (公財)日本ソフトテニス連盟創立 100 周年シンボルマークの使用について

本シンボルマークの使用にあたっては、別途定める「創立 100 周年シンボルマーク使用マニュアル」に従い、申請においては以下の点について留意すること。また、使用期間は 2025 年 12 月末までとする。

### 1. 使用申請が不要なケース

(公財)日本ソフトテニス連盟の加盟団体が非営利目的で使用する以下のような場合は、シンボルマークの使用申請は不要とする。この場合、使用に関する一切の責任は加盟団体が負うものとする。

- ・公式文書や案内文書への掲載
- ・大会プログラムへの掲載
- ・加盟団体の公式ウェブサイトへの掲載
- ・大会記念品やスタッフウェア等の配布するもの

### 2. 使用申請が必要なケース

営利目的で使用する以下のような場合は、事前に(公財)日本ソフトテニス連盟へ申請のうえ承認を受けること。

対象：記念品やグッズ（バッジ、タオル、Tシャツ、キーホルダー等）の制作・販売

申請：指定書式にて（公財）日本ソフトテニス連盟事務局に提出

### 3. その他

- (1) 上記に該当しない使用については、事前に(公財)日本ソフトテニス連盟へ相談し、必要に応じて申請のうえ承認を受けること。
- (2) シンボルマークを使用した場合は、その現物又は写真を(公財)日本ソフトテニス連盟へ提出するとともに、数量を報告すること。報告は連盟事務局へ送付又はメールにて行うこと。

<問い合わせ・報告>

日本ソフトテニス連盟

〒140-0014 東京都品川区大井1-16-2-201

e-mail : info@jsta.or.jp